

2024年3月8日

学生宿舍入居者各位

豊橋技術科学大学長

### 寄宿料等の徴収方法等の変更について

本学の学生宿舍寄宿料等の徴収について、現在、寄宿料、共益費、前月分の光熱水料を合算し、毎月徴収を行っていますが、今後の円滑な学生宿舍運営や修繕計画実施のため、徴収方法及び一部共益費の見直しを行います。

ついでには、2024年4月徴収分からの寄宿料等の徴収方法及び共益費を以下のとおり改定します。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 寄宿料等の徴収方法の見直しについて

- ・入居者から2に掲げる料金を、原則毎月定額徴収する。
- ・これまで当月分の寄宿料、共益費、前月分の光熱水料を徴収していたところ、本見直しにより、当月分の寄宿料、共益費、光熱水料を徴収する形に変更する（F棟は水道料金のみ大学が徴収）。
- ・徴収料金は、入居者全体の使用量と大学に請求される電気、ガス、水道の単価及び雑費等を鑑み更新する。
- ・年度の途中で大学に請求される電気、ガス、水道の単価に変動があった場合や徴収金額を見直すべき重大な事情が生じた場合は、徴収金額を見直すことがある。

##### 2. 2024年4月からの各棟の徴収金額について

棟	改定後料金	参考（改定前金額）
A～D棟	12,000円	寄宿料7,000円、共益費1,000円、光熱水料使用分/月
E棟	19,000円	寄宿料11,000円、共益費1,000円、光熱水料使用分/月
F棟	22,000円	寄宿料20,000円、共益費1,000円、水道料金使用分/月
G棟	30,000円	寄宿料24,270円、共益費290円、光熱水料使用分/月 ※2024.4～共益費を730円に変更

※上記の改訂後料金は、寄宿料、共益費、光熱水料、雑費を含んだ金額（F棟を除く）。

※F棟は電気料金、ガス料金は各自で契約が必要となります。

※上記の他、入居時に限り、預り金（AからF棟30,000円、G棟40,000円）、クリーニング料15,000円（G棟のみ）の徴収があります。

※徴収方法変更にあたり、2023年度から継続入居する入居者は、2024年4月分については、上記金額に加え、2024年3月分の光熱水料を合算した金額を徴収します。なお、入居期間終了後に返還する預り金からは、入居最終月の光熱水料の徴収はありません（2024年4月以降の退居者から対象）。

※光熱水料の負担区分は別紙のとおり。

※徴収方法の変更にあたっての留意点

- ・徴収金額は、前年度使用した使用料等の状況を考慮して算定しますので、使用しすぎると翌年度の徴収料金が上昇します。
- ・不要なCO2排出の削減のため、エアコンのつけっぱなし等の電力の大量消費は極力控え、省エネルギーに協力願います。
- ・一部の居室であまりにも大量の電気、水道、ガスの使用があった場合は、調査を行い、個別に追加徴収を行うことがあります。

【本件担当】

学生課生活支援係

Tel : 0532-44-6558

E-mail : seikatsu@office.tut.ac.jp

別表1（第13条関係）

## 学生宿舎における光熱水料の負担区分に関する基準

区 分	大学負担	入居者負担 (A-D棟)	入居者負担(E 棟)	入居者負担 (F棟)	入居者負担 (G棟)
電気料	基本料金 居室以外の施設において使用する電気（洗濯室等の入居者の私生活のために使用するものを除く）	居室で使用する電気料金 補食室、大浴場、洗面室等その他私生活のために使用する電気料金	居室で使用する電気料金 大浴場、洗濯室等その他私生活のために使用する電気料金	個別で電力会社と契約、支払	居室及びユニットで使用する電気料金
水道料	基本料金 施設の管理のために使用する水道料金	大浴場、トイレ、補食室等で使用する水道料金	居室で使用する水道料金 大浴場、洗濯室等共通部分で使用する水道料金	居室で使用する水道料金	ユニットで使用する水道料金
ガス料	基本料金 施設の管理のために使用する燃料費	大浴場、補食室、洗濯室等で使用するガス料金	居室で使用するガス料金 大浴場、洗濯室等共通部分で使用するガス料金	個別でガス会社と契約、支払	ユニットで使用するガス料金
消耗品等の費用	施設の管理上必要な消耗品の購入費用 保健衛生上必要な清掃費等	入居者の私生活のために必要な消耗品等費用	入居者の私生活のために必要な消耗品等費用	入居者の私生活のために必要な消耗品等費用	入居者の私生活のために必要な消耗品等費用

光熱水料は、各施設に設置したメーターに基づき計算し徴収する。

請求料金は定額とし、電気料金または使用量等の大幅な変動があった場合は、請求料金の見直しを行うことがある。